

令和3年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 日（5月25日）	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人	4
職務のため出席した事務局職員	4
新管理者挨拶	5
執行部紹介	5
議員自己紹介	6
開 会	7
開 議	7
議事日程の報告	7
仮議席の指定	7
議長の選挙	7
議長就任の挨拶	8
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	9
議会代表者会議の報告	9
会期の決定	10
副議長の選挙	10
副議長就任の挨拶	11
議会運営委員会委員の選任	11
議会運営委員会正副委員長の互選	11
議会運営委員会正副委員長互選結果報告	12
諸報告	12
一般質問	13
管理者提出議案の上程及び説明	23

議案第 4 号の説明、採決	2 3
閉会中の継続審査の件	2 4
管理者挨拶	2 5
閉 会	2 5

埼玉中部環境保全組合告示第3号

令和3年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月18日

埼玉中部環境保全組合 管理者 宮 崎 善 雄

1 期 日 令和3年5月25日（火）午前9時

2 場 所 埼玉中部環境センター 議場

3 附議事件

1 議案第4号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 3 名)

1 番	川 崎 葉 子	議 員	2 番	金 子 雄 一	議 員
3 番	野 本 恵 司	議 員	5 番	田 中 克 美	議 員
6 番	中 野 昭	議 員	7 番	湯 沢 美 恵	議 員
8 番	桜 井 卓	議 員	9 番	保 角 美 代	議 員
1 0 番	渡 邊 良 太	議 員	1 1 番	齊 藤 嘉 宏	議 員
1 2 番	戸 谷 照 喜	議 員	1 3 番	柳 谷 泉	議 員
1 4 番	神 田 隆	議 員			

○ 不 応 招 議 員 (な し)

令和3年第2回（5月）埼玉中部環境保全組合議会定例会会議録

○議事日程 第1号

令和3年5月25日（火曜日） 午前9時開会

開会及び開議

- 第1 議事日程の報告
- 第2 仮議席の指定
- 第3 議長の選挙
- 第4 議席の指定
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 議会代表者会議の報告
- 第7 会期の決定
- 第8 副議長の選挙
- 第9 議会運営委員会委員の選任
- 第10 議会運営委員会正副委員長の互選
- 第11 諸報告
- 第12 一般質問
- 第13 管理者提出議案の上程及び説明
- 第14 議案第4号の説明、採決
- 第15 閉会中の継続審査の件

閉 会

○出席議員（13名）

1番	川崎葉子	議員	2番	金子雄一	議員
3番	野本恵司	議員	5番	田中克美	議員
6番	中野昭	議員	7番	湯沢美恵	議員
8番	桜井卓	議員	9番	保角美代	議員
10番	渡邊良太	議員	11番	齊藤嘉宏	議員
12番	戸谷照喜	議員	13番	柳谷泉	議員
14番	神田隆	議員			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

管理者	宮崎善雄	君
副管理者	原口和久	君
副管理者	三宮幸雄	君
会計管理者	藤倉聡	君
事務局長	成井治久	君
総務課長	小川輝由	君

○職務のため出席した事務局職員

書記	神田将大
----	------

○成井治久事務局長 改めまして、おはようございます。事務局長の成井治久と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本会議は、正副議長が不在でございますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員さんが臨時に議長の職を行うことになっております。

本日の出席議員の中で、吉見町議会選出の戸谷照喜議員が年長の議員でございますので、戸谷議員、議長席をお願いいたします。

〔臨時議長、議長席に着く〕

○戸谷照喜臨時議長 改めて、おはようございます。ただいまご紹介いただきました吉見町議会選出の戸谷照喜でございます。

令和3年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会の開会に当たりまして、議長選出までの間でありましても、ご列席各議員のご協力を賜り、滞りなくその任務を果たせますように、よろしくお願ひを申し上げます。

◎新管理者挨拶

○戸谷照喜臨時議長 ここで、4月に執行されました吉見町長選挙においてめでたく当選をされました宮崎町長さんには、当組合の管理者としてお務めいただくわけでございます。

ここで、宮崎管理者にご挨拶をいただきたいと存じます。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 改めて、皆さん、おはようございます。臨時議長から貴重なお時間をいただきましたので、一言管理者就任のご挨拶をさせていただきます。

去る4月25日執行の吉見町長選挙におきまして、町民の皆様から温かいご支援とご厚情を賜りまして再選を果たすことができました。5月8日から吉見町長に就任をさせていただきました。併せて、原口市長、三宮市長さんにご推挙いただきまして、埼玉中部環境保全組合の管理者に就任をさせていただきました。もとより微力ではございますが、当組合の発展のために誠心誠意努力してまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、就任の挨拶とさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

○戸谷照喜臨時議長 ありがとうございます。

◎執行部紹介

○戸谷照喜臨時議長 本定例会は、このたびの構成市町議会の組合選出議員の改選がございましたことから、初対面の方もいらっしゃるかと存じますので、初めに管理者から執行部及び事務局のご紹介をお願いしたいと思います。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、臨時議長さんのお許しをいただきましたので、執行部の紹介をさせていただきます。

私の隣でございます。副管理者の原口和久鴻巣市長でございます。

私の後ろの席になりますけれども、副管理者の三宮幸雄北本市長でございます。

次に、事務局の職員を紹介を申し上げます。

会計管理者は、吉見町会計管理者の藤倉聡でございます。

事務局長の成井治久でございます。

総務課長の小川輝由でございます。

書記は、総務課係長の神田将大でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○戸谷照喜臨時議長 ありがとうございます。

◎議員自己紹介

○戸谷照喜臨時議長 それでは、続きまして議員の自己紹介を鴻巣市議会選出の川崎議員より順次お願いをいたします。

○川崎葉子議員 おはようございます。鴻巣市議会選出の川崎葉子でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○金子雄一議員 おはようございます。鴻巣市議会選出の金子雄一でございます。よろしく願いします。

○野本恵司議員 おはようございます。鴻巣市議会選出の野本恵司でございます。よろしく願いいたします。

○田中克美議員 おはようございます。鴻巣市議会選出の田中克美でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

○中野 昭議員 同じく鴻巣市議会選出の中野昭でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

○湯沢美恵議員 北本選出の市議会議員の湯沢美恵です。よろしく願いいたします。

○桜井 卓議員 おはようございます。北本市議会選出の桜井卓でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○保角美代議員 おはようございます。北本市議会選出の保角美代と申します。よろしく願いいたします。

○渡邊良太議員 おはようございます。北本市議会選出の渡邊良太でございます。よろしく願いいたします。

○齊藤嘉宏議員 おはようございます。吉見町議会選出の齊藤嘉宏です。どうぞよろしく願いしま

す。

○柳谷 泉議員 おはようございます。吉見町議会選出の柳谷泉と申します。よろしくお願いいたします。

○神田 隆議員 皆さん、おはようございます。吉見町議会選出の神田隆と申します。よろしくお願いいたします。

○戸谷照喜臨時議長 私は、吉見町議会選出の戸谷照喜でございます。よろしくお願いいたします。

◎開会の宣告

(午前 9時00分)

○戸谷照喜臨時議長 それでは、ただいまから令和3年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名ですので、定足数に達しております。よって、本会議は成立をいたしております。

なお、説明者として関係者の出席を求めていますので、よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○戸谷照喜臨時議長 これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○戸谷照喜臨時議長 日程第1、議事日程の報告を行います。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付してございますので、ご了承願います。

◎仮議席の指定

○戸谷照喜臨時議長 日程第2、仮議席の指定を行います。

議事の進行上、私より仮議席を指定いたします。ただいま着席いただいております席を仮議席と指定します。

◎議長の選挙

○戸谷照喜臨時議長 日程第3、議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、去る5月18日の議会代表者会議で、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選の方法で行いたいと思います。そのように協議をしてございますが、これにご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕という人あり〕

○戸谷照喜臨時議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名ございますか。

はい。

○13番 柳谷 泉議員 神田隆議員を推薦したいと思います。

○戸谷照喜臨時議長 ただいま柳谷議員から、神田隆議員を議長に推薦するのご発言がございました。神田隆議員を当選人と定めることについてご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○戸谷照喜臨時議長 異議なしと認めます。

よって、神田隆議員が議長に当選されました。

神田隆議員が議場にいらっしゃいますので、本席より埼玉中部環境保全組合議会会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

◎議長就任の挨拶

○戸谷照喜臨時議長 ここで、議長に当選されました神田隆議員に就任のご挨拶をお願いいたします。神田議員。

○神田 隆議長 皆さん、改めて、おはようございます。一言御礼のご挨拶を述べさせていただきます。

ただいま議員各位にご推挙をいただき、埼玉中部環境保全組合議会議長という大役を拝命し、身に余る光栄でございます。

もとより微力ではございますが、誠心誠意その職務に精励いたしたいと存じます。前渡邊議長同様、格別なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。議長就任のご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

○戸谷照喜臨時議長 どうもありがとうございました。

議長の選出が終わりました。議員の皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。臨時議長の職を解かせていただきます。

それでは、神田隆議長、議長席をお願いをいたします。

〔臨時議長、議長と交代〕

◎議席の指定

○神田 隆議長 引き続き議員各位のご協力をお願い申し上げます。早速議事の進行をさせていただきますと思いますが、よろしくお願い申し上げます。

日程第4、議席の指定を行います。

お諮りいたします。埼玉中部環境保全組合議会会議規則第3条第1項の規定により議席を指定し

たいと思いますが、その方法については、前例に倣い、現在着席されている順と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、議席につきましては、現在着席されている順と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○神田 隆議長 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

埼玉中部環境保全組合議会会議規則第88条の規定により、8番、桜井卓議員、9番、保角美代議員、10番、渡邊良太議員を指名いたします。

◎議会代表者会議の報告

○神田 隆議長 日程第6、議会代表者会議の報告を行います。

去る5月18日及び本日本会議前に議会代表者会議が開催されておりますので、その結果を報告をお願いいたします。

報告につきましては、地方自治法第292条の規定に基づき、構成市町議会の各委員会条例の規定を準用し、議会代表者会議に出席された議員で、年長議員の齊藤嘉宏議員にその報告をお願い申し上げます。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただきましたので、日程第6、議会代表者会議の報告を申し上げます。

去る5月18日午前9時30分及び本日午前8時30分から、当センター会議室におきまして、本日の議会日程などについて協議いたしました。皆様のお手元に配付してございます議事日程について、順次説明申し上げます。

日程第7、会期の決定につきましては、本日1日限りといたします。

日程第8、副議長の選挙。

日程第9、議会運営委員会委員の選任。

日程第10、議会運営委員会正副委員長の互選。

日程第11、諸報告につきましては、管理者諸報告であります。

日程第12、一般質問。通告者は2名であります。なお、質問は3回までとし、答弁を含めて1時間以内と申し合わせておりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第13、管理者提出議案の上程及び説明。

日程第14、議案第4号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について。

日程第15、閉会中の継続審査の件。

議事日程は以上でございます。

その他、令和3年度議会行政視察研修につきましては、協議がなされて、本会議終了後の議会運営委員会を開催し、再度協議することとなりました。

次に、コロナ対策における議席等へのアクリル板の設置について協議がなされ、各議席に設置されております。また、自席での発言については着席のまま行うこととなりました。

次に、傍聴者については、密接を避けることが困難なため、ご遠慮いただくことに決定いたしました。

次に、議会終了後、議場での集合写真を撮ることといたしましたので、ご協力お願いいたします。

なお、5月18日の議会代表者会議では、北本市選出議員が未定であったため、議案審議等が行えなかったことから、本日午前8時30分から議会代表者会議を開催し、議案第4号について審議いたしました。既にお配りいたしました議案のとおりでございます。ご了承願います。

以上が議会代表者会議での報告でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

◎会期の決定

○神田 隆議長 日程第7、会期の決定につきましては、ただいま報告のとおり、5月25日、本日1日限りといたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○神田 隆議長 日程第8、副議長の選挙を行います。

選挙の方法は、指名推選の方法によりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

どなたかご指名ございますか。

野本議員。

○3番 野本恵司議員 田中克美議員を推薦いたします。

○神田 隆議長 ただいま野本議員より、鴻巣市議会選出の田中克美議員を副議長に推薦するとのご発言がございましたが、田中克美議員を当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

よって、田中克美議員が副議長に当選されました。

田中克美議員が議場にいらっしゃいますので、本席から埼玉中部環境保全組合会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○神田 隆議長 ここで、副議長に当選されました田中克美議員に就任のご挨拶をお願いいたします。
田中議員。

○田中克美副議長 皆さん、改めまして、おはようございます。ただいま議員各位のご推挙によりまして埼玉中部環境保全組合副議長の要職を拝命いたしました田中克美でございます。

今後は神田議長さんの補佐をいたしまして、本議会の円滑なる運営に邁進してまいる所存でございます。どうか皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○神田 隆議長 どうもありがとうございました。

◎議会運営委員会委員の選任

○神田 隆議長 日程第9、議会運営委員会委員の選任につきましては、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第3条第2項の規定に基づき、構成市町から選出されております。

鴻巣市より川崎葉子議員、野本恵司議員、北本市より湯沢美恵議員、桜井卓議員、吉見町より齊藤嘉宏議員、柳谷泉議員、以上6名でございます。

○神田 隆議長 お諮りいたします。

構成市町議会から選出されておりますとおり、議会運営委員会委員に選任することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 ご異議なしと認めます。

◎議会運営委員会正副委員長の互選

○神田 隆議長 日程第10、議会運営委員会の正副委員長は、埼玉中部環境保全組合議会運営委員会条例第5条第2項の規定により、委員会において互選することになっております。

ここで、正副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時21分

再開 午前 9時25分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議会運営委員会正副委員長互選結果報告

○神田 隆議長 休憩中に議会運営委員会で正副委員長の選出がされておりますので、互選の結果について報告をお願いいたします。

齊藤議員。

○11番 齊藤嘉宏議員 休憩中、議会運営委員会を開催いたしました。私、年長委員ということで座長を務めさせていただきまして、報告いたします。

議会運営委員会委員長に吉見町選出の柳谷泉議員、副委員長に鴻巣市選出の野本恵司議員。

以上、互選いたしましたので、報告いたします。

○神田 隆議長 ただいま報告ありましたとおり、吉見町選出の柳谷議員に委員長、鴻巣市選出の野本議員に副委員長をお願いしたいと思います。

◎諸報告

○神田 隆議長 日程第11、諸報告を行います。

管理者から第1回定例会以降の報告を求められておりますので、その報告をお願いしたいと思います。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 それでは、本日ここに、令和3年第2回5月埼玉中部環境保全組合議会定例会をお願いを申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大が懸念される中、ご健勝にてご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、議長をはじめといたしまして議会運営の役職が全てご決定されましたこと、心からお喜びを申し上げる次第でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、本年第1回議会定例会以降の事務の執行状況について報告を申し上げます。

初めに、事務局の人事関係でございますが、本年3月31日付で小山総務課係長を吉見町に帰任させ、新たに4月1日付で神田総務課係長が吉見町から派遣されております。前任者同様よろしくお願いを申し上げます。

また、運転管理業務委託につきましては、株式会社カンエイメンテナンスと令和2年度から3年間の長期継続契約といたしており、今年度は2年目となります。

次に、お手元に配付させていただきました令和2年度の運転状況について申し上げます。

管内の搬入ごみ量は、可燃ごみが3万5,112.52トン、粗大ごみが1,807.38トン、合計3万6,919.90トンであり、昨年度と比較いたしますと、可燃ごみ575.19トンの減、粗大ごみ245.81トン

の増、合計329.38トン、0.88%の減でありました。

当組合管内から発生したごみ処理量は、新型コロナウイルス感染拡大による影響もあり、可燃ごみにおきましては減少しておりましたが、粗大ごみは逆に増加しております。今後もごみの減量化に向けた啓発活動等、構成市町のさらなるご協力をお願いを申し上げます。

ほかに、施設整備等に伴う受託ごみについては、小川地区衛生組合から1,398.83トンの可燃ごみを処理しております。

また、灰の処分につきましては、合計4,282.52トン进行セメント原料として処理委託しております。施設の運転・維持管理業務につきましては、順調に推移しております。

次に、第2期大間最終処分場につきましては、関東地方整備局大宮国道事務所が中心となり、大間地区廃棄物処分場対策検討会議において、全量撤去工法が最適であるとの判断がされました。その後、関東地方整備局事業評価監視委員会で全量撤去案が了承され、詳細については今後検討されることとなりますが、今のところ進展は特にございません。

また、5月18日に正副管理者3名で関東地方整備局大宮国道事務所長に今後の事業推進等についてお願いに行っていました。

結びに、今後もより健全な財政運営及び安全な施設運営に努めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます、諸報告とさせていただきます。

○神田 隆議長 管理者の報告が終わりました。

◎一般質問

○神田 隆議長 日程第12、一般質問を行います。

質問通告者は2名であります。質問及び答弁は簡潔にお願いいたします。

1番の通告者、湯沢美恵議員の質問を許可いたします。

湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 7番、湯沢です。おはようございます。通告いたしました2件につきまして一般質問をさせていただきます。

件名1、ごみ処理状況の現状と課題、要旨(1)、令和元年度、そして2年度のごみ処理状況をどう分析したのか。現在、地球温暖化の問題が大変取り沙汰され、国におきましては2050年までに二酸化炭素の排出量をゼロにするという宣言をしております。各自治体におきましても、当組合におきましても取り組んでいかなければならない課題であると思っています。ごみ処理におきます二酸化炭素等の排出量の抑制を図る上では、ごみをしっかりと分別を行い、極力燃やさない取組が必要になると考えております。

さて、中部環境センターのホームページにはごみ処理状況が掲載がされております。これを見ますと、過去10年間の可燃ごみ量の推移、平成22年度からごみの処理量が平成29年度までは減少傾向

にございましたが、平成30年から増加し、現在新型コロナウイルス感染症によります緊急事態など、コロナ禍になる以前、その前の令和元年では可燃ごみも粗大ごみも増加となっておりますが、令和2年度は家庭ごみが増加の一方で、事業系のごみが減少しているということが読み取れます。本組合といたしましてこのことをどのように分析をしたのかを伺うところです。

要旨（2）、ごみの種別の現状について。令和2年度組合概要の34ページを見ますと、ごみ質の種類組成推移の過去10年間分がグラフとして掲載をされております。紙、布類、合成樹脂類、木、竹類、野菜くずなどの厨芥類、その他の6分別が示されております。これを見ますと、紙、布類がほぼ半分以上を占めていることが分かりますが、木や竹類も増えているように思います。紙や木などはしっかりと分別をすればごみでなく、資源になるものです。現状についてお伺いをいたします。

要旨（3）、事業系ごみのチェック体制について。事業系のごみは家庭ごみのように集積所から収集運搬車のごみを収集してこちらに持ち込むのとはルートが違ってきます。どのように集積され、処理されるのでしょうか。分別はされているのか、中身等、問題が生じた場合はどのような対応になるのか伺うものです。

件名2、ごみ減量に向けた取組について、要旨（1）、リサイクルプラザ計画について。先ほども申し上げましたけれども、現在地球温暖化が大変問題視され、脱炭素が求められています。マイクロプラスチックの汚染問題など環境汚染が大きくクローズアップされており、ごみ処理につきましても、ただ何でも燃やせばよいという時代ではなくなっております。3R、リデュース、リユース、リサイクルにしっかりと取り組み、ごみを分別して資源化し、処理量を減らしていくということは、当中部環境センターの施設の長寿命化においてもしっかりと取り組んでいくべき課題であると思うところです。

さて、本組合では平成12年1月にリサイクルプラザ建設基本構想が策定されており、平成15年3月にはリサイクルプラザ実施基本計画、これも発行されています。計画書も発行されています。しかし、今もってリサイクルプラザについては全く進められておりません。リサイクルプラザとは、焼却しないで済む廃棄物処理、資源循環型社会の実現を基本理念として、リサイクルを確実に促進するために設置するとして施設整備をすると基本構想の理念の中には書かれており、日常生活から発生するごみの処理は人間が生存する限り避けて通れない課題であり、今日のごみ排出量は年々増加している、これは豊かさを支えてきた使い捨て文化や便利さの代償として排出されるごみによるものであると定義をしており、社会経済システムにおきます環境負荷を低減しつつ、廃棄物の循環を促進し、大量廃棄型社会からごみゼロ社会の実現を究極の目標として、最終的にごみの減量化や再利用の推進、まさに廃棄物循環型社会実現のために、今こそ住民、事業者、行政が一体となって廃棄物循環型社会づくりを推進しなければならないとしています。

そして、その拠点となるリサイクルプラザ建設の必要がしっかりと述べられています。脱炭素、ごみゼロ、地球温暖化を止める上でも大変必要な施設であると考えますけれども、この計画はどう

なっているのでしょうか、そのことについて伺いたいと思います。

以上、1回目です。どうぞよろしくお願いいたします。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

成井事務局長。

○成井治久事務局長 湯沢議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目のご質問、ごみ処理状況の現状と課題、(1)、令和元年度、2年度のごみ処理状況をどう分析したのかについてでございます。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言などによる外出自粛、休業要請、テレワークといったステイホーム生活の長期化の影響により、家庭系の可燃ごみ及び粗大ごみが前年度に対しまして顕著に増加しております。また、月別に見ますと、家庭系可燃ごみはほぼ毎月増加傾向ですが、事業系可燃ごみは6月と3月を除き減少しております。

湯沢議員さんにご質問された数値は当組合ホームページから御覧いただいたものと思われませんが、本日議席にお配りしております令和2年度運転状況報告書の最後のページになりますが、ごみ分類別搬入量を御覧いただきますと少し詳細に示されております。可燃ごみで見ますと、家庭系の委託が501.09トン増加、これは住民が集積所に出された可燃ごみであります。また、事業系の許可業者が565.92トンの減少、これは飲食店や会社などから収集された可燃ごみであります。このようなことから、ごみの増減につきましてはコロナ禍の影響によるものと考えております。

次に、(2)、ごみの種別の現状についてでございます。先ほど同様にお配りしております令和2年度運転状況報告書の3ページに環境調査関係の結果が示されております。この環境調査は廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきまして行うもので、ごみ質の組成は年4回6分別で実施しております。季節により多少変動はありますが、1年間の平均では紙、布類が約50%、次いで木、竹、わら類約18%、厨芥類約14%、ビニール類約11%の順となっており、紙、布類が半分以上を占めている結果であり、これは例年と同じような推移となっております。

しかしながら、この数値は乾燥した状態での割合ですので、水分がない状態であります。したがって、そのときの水分量を換算しないと実際のごみ量の重さとは一致いたしません。よって、換算後の重さになりますと、厨芥類と紙、布類が大半を占めているものと推定されます。

次に、(3)、事業系ごみのチェック体制についてでございます。当センターでは収集業者が持ち込むごみの抜き打ち検査として、搬入ごみ調査を年4回実施しております。調査は、構成市町担当課職員と組合職員で、収集車で搬入されてきたごみ1台分を投入ステージにおいて広げて中身を確認するもので、事業系ごみの場合は分別の状況や管内以外の越境ごみ等の不正がないか、また家庭系ごみの場合は分別の状況や事業系ごみが混入していないか確認するものでございます。

事業系ごみに未分別や不正が確認された場合、搬入業者に回収先事業所とその経過についての経過報告書を提出させ、速やかに是正するよう注意文書を送付して、分別の徹底や不正搬入の防止に

取り組んでおります。

次に、2点目のご質問、ごみ減量に向けた取組、リサイクルプラザ計画についてでございます。

まず、リサイクルプラザの経過について申し上げます。平成11年2月に埼玉中部環境保全組合管内協議会会長から管理者に「今後の廃棄物処理等について」リサイクルプラザ建設の具申がされました。これを受けまして、平成12年1月にリサイクルプラザ建設基本構想を策定し、同年6月にリサイクル推進委員会を設置し、委員15名、8回の会議が開催されました。推進委員会と並行して管内協議会でもリサイクルプラザについて調査検討し、平成14年3月に管内協議会会長から推進委員会委員長に「リサイクルプラザ基本計画の骨格について」提言がなされました。

同年9月に推進委員会委員長から管理者に「リサイクルプラザ建設にあたって」鴻巣市が適地と提言がなされ、これを受け管理者から鴻巣市長に「リサイクルプラザ施設の建設地について」懇請をいたしております。同時に、当組合でリサイクルプラザ実施基本計画書の策定に取り組み、平成15年4月に策定し、同年5月の組合議会にてご説明をしております。

しかしながら、同年10月の組合議会において、全国的に市町村合併が進められており、鴻巣市、吉見町がそれぞれ合併協議を進めていたことから、その推移を見守るとして一時凍結することが決定されました。平成17年10月の合併で新鴻巣市が誕生しましたが、この間の組合議会において、ごみの減量化を図る上ではリサイクルプラザと焼却施設の一体化した施設をより広域的に建設することが望ましいと協議されてまいりました。この結果を踏まえまして、平成19年2月の組合議会において、施設整備検討委員会の設置が決定されたわけでございます。

今後の新施設につきましては、2市1町での勉強会が始まりましたので、新たな施設ではリサイクルプラザなども含めた検討がなされていくものではなかろうかと事務局は思っております。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

湯沢議員。

○7番 湯沢美恵議員 それでは、2回目の質問をさせていただきたいと思っております。

件名1のごみ処理状況の現状と課題につきましての要旨(2)につきまして2回目質問させていただきたいと思っております。ごみの種別の現状につきましてです。ごみと言われていますが、これを資源として捉えていくにはしっかりとした分別というのがどうしても欠かせません。日本で初めてゼロ・ウェイスト宣言をしました徳島県の上勝町では、ごみを13品目45分別して、現在リサイクル率は実に81%となっています。中部環境センターではごみ質の組成、これを以前は10分類をしていたと思うのですが、現在は、先ほど私が申し上げましたように、布や木、竹、厨芥ごみ等6分類にしかありません。その減ってしまった理由についてお伺いをしたいと思います。

件名2のごみ減量に向けた取組、要旨(1)のリサイクルプラザ計画につきまして、2013年のデータになりますけれども、組合構成自治体のリサイクル率というのは、吉見町が県内順位で13位、

全国で245位で、リサイクル率31.4%、鴻巣市は県内18位、全国285位、29.7%で、北本市は県内27位、全国401位、26.2%、埼玉県の前より3つの組合構成市は多少リサイクル率は上なのですが、これもリサイクルプラザ計画が進められていたときよりも少しは上がっているのではないかと思います。リサイクルの取組というのは脱炭素社会を目指していく上ではまだまだ今後取組を強化する必要があると思っています。

先ほどの答弁でリサイクルプラザ計画につきましては、合併等々組合せが変わる可能性を踏まえて一時凍結されたということです。その後、焼却施設との一体化した施設を広域的に建設することが望ましいと協議されて施設検討委員会が設置されたということですが、この施設検討委員会、その後、新施設計画について、吉見町は他の市町と、北本市、鴻巣市は行田市とそれぞれ違った枠組み、新たな枠組みでゴミ処理場を建設するという方向に進んでまいりましたが、残念ながらどちらも白紙となっています。現在、吉見町、鴻巣市、北本市でゴミ処理についての勉強会が自治体間で行われていると聞いています。

資源物の集め方であるとかリサイクルの在り方については各自治体でまちまちということも聞いております。厨芥類、いわゆる生ゴミを堆肥化するといったこと、これはリサイクルしていく上で大変重要なものだと思います。ここにご出席いただいております正副管理者は各首長でございます。リサイクルプラザの基本理念、これをきちんと踏まえていただいて、今後の在り方について検討していただきたいということを強く要望して、こちらについての回答は結構でございます。

1点、件名1のほうにつきまして答弁をお願いいたします。

○**神田 隆議長** 2回目の質問が終わりました。

執行部より答弁をお願いしたいと思います。

事務局長。

○**成井治久事務局長** それでは、再質問にお答え申し上げます。

ゴミ質の組成についてでございます。湯沢議員さんのご指摘のとおり、平成10年度から19年度にかけて10分別の調査を実施しておりました。管内協議会では平成9年度から埼玉中部環境センターの施設整備計画やダイオキシン類対策について協議、検討を重ね、平成11年2月にダイオキシン類対策、リサイクルプラザ建設について管内協議会会長から管理者に提言がなされましたことから、ダイオキシン類の発生の要因となる可燃ごみに含まれているプラスチック類の再分類、また現状の焼却ごみの詳細を把握し、その再分類のデータをリサイクルプラザの施設規模の推定の一資料とするために10分別の調査を実施したわけでございます。

しかしながら、平成11年度末にはダイオキシン類対策工事が終了し、平成15年度にはリサイクルプラザ計画も一時凍結となりましたことから、再分類の必要性がなくなりましたので、平成20年度から一般のごみ組成分類の6分別に戻し現在に至っております。なお、昭和59年度から平成9年度までも6分別でございました。

以上でございます。

○神田 隆議長 2回目の答弁が終わりました。

○7番 湯沢美恵議員 結構です。

○神田 隆議長 要望ということでいいですね。

○7番 湯沢美恵議員 はい。

○神田 隆議長 分かりました。

以上で湯沢議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時10分

○神田 隆議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番目の通告者、戸谷照喜議員の質問を許可いたします。

戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 12番、戸谷です。そうしましたら、通告をさせていただいております質問をいたします。

1番目には、ごみ処理施設を大まかに分類するとどのようになるのかということであります。ごみ処理施設をタイプ別に分類するとどういうふうになるのかということです。

2番目には、生ごみ、すなわち可燃ごみの定義、概念は間違っているのではないかというふうに私は思っているわけです。生ごみはなぜ可燃ごみとして扱われてきたのかということが2番目です。

それから、3番目には、実現可能な理想的なごみ処理施設とはどういうものなのかと、これから21世紀の中でごみの問題というのは最大人類にとって大きな問題ですけれども、しかしながら理想的なごみ処理施設というのものもあるはずだと。実際にあるわけですけれども、先進的な事例として知られている福岡県の大木町の施設を視察できないものなのかどうか、これについて事務局としてのお考えをお聞きしたいと思います。

4番目には、CO₂、二酸化炭素の排出ゼロを3者、鴻巣、北本、吉見の3市町でこれを目標にできないかということ、鴻巣、北本、吉見の3市町で「ゼロカーボンシティ」の共同宣言を出すことはできないのかどうか、これについてお尋ねしたいと思います。

以下、自席でお願いいたします。

○神田 隆議長 質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。

事務局長。

○成井治久事務局長 戸谷議員さんのご質問にお答え申し上げます。

1点目のご質問、ごみ処理施設を大まかに分類するとどうなるのか、ごみ処理施設をタイプ別に分類するとどうなるのかについてでございます。日本全国のごみ処理施設をタイプ別に分類いたしますと、焼却、メタン発酵、堆肥化、固形燃料化、炭化といった分類となります。なお、このうち令和元年度の実績となりますが、焼却施設につきましては日本全国に1,067施設あり、内訳といたしましては、当センターと同じストーカ式による処理を行っている施設が761施設、その他につきましては流動床式などでございます。

次に、2点目のご質問、生ごみイコール可燃ごみの定義、概念は間違っていないのか、生ごみはなぜ可燃ごみとして扱われてきたのかについてでございます。昭和49年中頃の鴻巣市、北本市では、生ごみを含めた廃棄物を土中埋没方式により処理していたことから、悪臭や害虫による被害などが課題となっておりました。また、吉見町においてもごみ処理施設の確保が必要な状況であったことから、これらの課題を解決するため2市1町による一部事務組合を設立し、紙、草木、生ごみ等を可燃ごみとして、衛生的な焼却方式を採用し、埼玉中部環境センターを建設したと伺っております。

次に、3点目のご質問、実現可能な理想のごみ処理施設とは、先進的な事例として知られている福岡県大木町の施設を視察できないのかについてでございます。当組合議会において行っております議会行政視察研修につきましては、組合議会において視察先を決定していただいておりますので、議会運営委員会にご提案いただければ可能ではないかと思われまます。

次に、4点目のご質問、CO₂の排出ゼロを3者の目標にできないのか、鴻巣、北本、吉見の3市町で「ゼロカーボンシティ」共同宣言を出せないかについてでございます。「ゼロカーボンシティ」共同宣言につきましては、環境省が呼びかけている取組で、地方公共団体等が2050年までに温室効果ガスまたは二酸化炭素の排出量の実質ゼロを目指す旨を表明するものであり、構成市町において宣言するものと受け止めております。したがって、埼玉中部環境保全組合としてご答弁することは差し控えさせていただきますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○神田 隆議長 答弁が終わりました。

戸谷議員。

○12番 戸谷照喜議員 それでは、再質問をさせていただきます。

私の質問は、初歩的にして基本的な内容ですけれども、現状では非常に重大な局面にある中で、お互いの共通認識として考えていきたい問題だというふうに思っております。

一番初めのごみ処理施設を大まかな分類するとどうなるのかということなのですが、お答えは焼却施設が現在1,067あるということで、それもストーカ方式ということで、だんだん乾燥させて温めて焼却するという、そういう施設です。これが761あるということなのですが、私が調べたOECDの調査資料とほぼ一致しております。今、日本には、これ平成20年度ですけれども、焼却施設が1,189ありますと。ところが、アメリカは、同じ機器ですけれども、351、イギリスは55、フラン

スは188、ドイツは154、スウェーデンは28ということなのです。世界の3分の2の焼却施設が日本に存在していると。まさに焼却タイプというふうに言われているわけです。CO₂とそのほかの排気ガス、ダイオキシン、有機塩素化合物等の有害物質の、温暖化を促進している有力な物質ですけれども、これをも排出している最大の施設ということになるわけです。

この焼却というのは、歴史的に見ますと、どうも関東大震災の後に初めて東京に大崎塵芥焼却場というのが大正13年にできたそうなのです。それ以来ずっと日本のごみ処理の歴史というのは焼却一本で来たと言っても過言ではないという状況です。

これは後で触れますけれども、そういうことで日本は世界の中でも断トツとにかく焼却一本になっているというふうに言ってもいいほどです。焼却率からいっても日本は約80%に対して、アメリカは14%、イギリスは9%、フランスなんか33%、ドイツ32%、焼却率、要するに物を焼却する、埋立てだとかなんかではなくて焼却してしまう率も80%、ほとんどもう要するに焼いてしまえばいいという考えがずっと日本のごみの歴史というふうに言っているのではないかと思います。

ちなみに、隣の韓国は資源化率が97%で、焼却率は僅か2%と、埋立てに至っては0.7%というふうに言われています。堆肥化ですとか飼料化、バイオガス化、こういったことに韓国の場合は力を注いで国家的な事業として進めてきた、こういうふうになったというふうに言われております。

これ1番のお答えはそういうことで、焼却施設が多いですというお答えなのですけれども、私はやはりここに日本のごみ処理の最大の問題の根源があると思います。地球温暖化の一番の大きな原因になっているのもこのことですし、焼却とにかく頼る施設から資源化に向けたごみ処理施設に変えなければならないということをこの1番目の質問でも言いたいと思います。

それから、2番目については、なぜ生ごみは可燃ごみなのかということなのですけれども、これは小学生でも考えてみれば分かる話なのですけれども、これがなぜずっと、要するに生ごみが燃やすごみで来ているのかということなのです。例えばの話、お勝手で出るキュウリなんかは96%が水分です。大根92、ホウレンソウ90、スイカ90、こういうふうに水分が圧倒的に多いわけですね。本来は燃えないもの、燃えにくいものが燃えるごみ、可燃ごみとして扱ってきた理由はどこにあるのかということなのです。

先ほども言いましたように、生ごみの焼却はもうずっと戦前からやられてきているわけですが、これも、これの要するに施設の建設がやはり大手メーカーに頼ってきたのもあるわけですね。それで、こういった生ごみを燃やすということは焼却炉に大きな負荷をかけるということで、大体30年から40年の寿命だというふうに言われておりますけれども、私は生ごみを燃やすことによってそういった、見方を変えれば焼却炉メーカーに都合のいい解釈がずっと日本社会で採用されてきたと。そして、それが当たり前というふうになってきたという経過だと思います。要するに、生ごみでも可燃ごみなのということです。メーカーの都合のいい考え方が国民的なもう意識に定着してしまったというところにこの原因があるのではないかなと思います。

繰り返しますけれども、やはり生ごみは燃やすのではなくて、肥料あるいは液肥なんかにするだとか、メタンガス、電気に変えるだとか、あるいは温熱利用するとか、こういうふうにご利用すれば私は生ごみは燃やさなくても済むというふうに思います。2番目のことについてはそういうことを言いたいと思います。

それから、3番目の先進的なごみ施設をぜひ視察して、我々も勉強して、やはりこれからどういうふうな施設がいいのか、お互い勉強しようではないかということなのですから。

○神田 隆議長 戸谷さん、簡潔にお願いします。質問内容がちょっと分かりづらいので、簡潔にお願いします。

○12番 戸谷照喜議員 すみません。

3番目の質問ですけれども、3番目の回答いただいたのですけれども、議員で検討しなさいということなのですから、これはもうごみ処理施設を担当している部署であれば誰でも知っている当然のことだと思います。先ほど上勝町のお話出ましたけれども、ゼロ・ウェイストで一番力入れているのは大木町ですね、先ほど言いましたように、年間3,000人以上の視察者がいるということで、生ごみ、し尿、それから浄化槽、こういったものをバイオガス、パットに変えて温熱利用、あるいは電気に変えるということで、町自慢の施設になっているわけです。町も活性化しているわけです、これによって。これ平成18年からできていますけれども、特徴は、生ごみを出すのにビニール袋は使わないということです。ビニール袋を使わないで、水切りバケツを各戸に配布されまして、水切りバケツを週2回町の角に置かれているバケツ本体に落としていくということでここはやっているわけです。そういう特徴がありますし、そのほかいっぱい、限定的なところで重要な認識をここは持っていますからこういうふうな施設ができたと思いますけれども、とにかく何でもかんでも燃やせばいいという安易な考えは捨てようというところに発想の原点があるというふうに聞いております。ですから、ぜひここはみんなで一度見ておくのがいいのではないかなというふうに思います。それで質問をいたしました。

それから、最後の4番目の質問なのですけれども、これについては事務局のほうでは環境保全組合として答弁することは差し控えたいということをおっしゃられたのですけれども、私はこれについてもやはりそれなりの事務局の見解は持っていただきたいなというふうに思います。ついせんだって吉見町で温暖化についての勉強会をやりましたけれども、話の中心はどうしてもごみ処理施設の問題に帰着するのです。ごみ処理施設についてどうするのかという話にどうしても行ってしまいましたので、私はそれだけに市民の認識にもやはりごみ処理施設が出すCO₂なりダイオキシンなりの問題が非常に大きいということです。

それで、御存じのとおり、菅総理大臣が昨年10月にカーボンニュートラルの宣言をされましたよね。カーボンニュートラルの脱炭素社会を目指す、2050年までに、こういう宣言を出しましたけれども、カーボンニュートラルの概念というのは非常に分かりにくいです。分かりにくいですから

ども、要するに二酸化炭素と酸素の関係ですね、このバランスが今崩れているということを私は言いたいと思います。ですけれども、政府は……

○神田 隆議長 戸谷議員さん、質問の内容がちょっと分かりづらいので、もう少し簡潔にお願いしたいと思います。

○12番 戸谷照喜議員 はい、すみません、もう質問ではありませんので。

○神田 隆議長 質問ではない、一般質問なので質問をしてください。

○12番 戸谷照喜議員 分かりました。時間たっていないので申し上げますけれども、とにかくこれについてもしっかりと勉強していきたいというふうに思います。

1から4までの質問の内容の全ては、要するに地球環境に優しいごみ処理施設というものをやはり目指していきたいというふうに思っているわけでありまして、これがもう全てだというふうに申し上げたいと思います。このたび……

○神田 隆議長 戸谷議員さん、要望でよろしいのでしょうか。

○12番 戸谷照喜議員 要望です。

○神田 隆議長 全体的に要望でいいですね。

○12番 戸谷照喜議員 もう終わりますので待ってください。そんなに時間取っていないはずですので、まだ時間あるはずですので。

今後の、現在やられているごみ処理施設どうするのかという点では、鴻巣、北本さんと吉見で勉強会をしていくという一つの選択肢を私は大歓迎したいと思います。これまでの長い歴史もありますし、その路線に乗って3者が検証を重ねていっていただいて、よりよいごみ処理施設をぜひ造っていただければ誠にうれしいし、これが市民の願いであろうというふうに思います。こういった要望を申し上げて、終わりにします。

〔「議事進行」と言う人あり〕

○神田 隆議長 中野議員。

○6番 中野 昭議員 本来、市町村議会の議会提要进行を御存じかと思うのですが、この議会提要の中で一般質問についてはお願いとか要望、これらはないです。今、戸谷議員のを聞くとほとんど要望で、質問は質問として、一般質問ですから、きちんと質問していくと。何を質問するか明確に質問事項を言う、これが一般質問であります。できれば自分の意見というのは入れるべきではないというのも同様に書いてありますので、そこをもう少しきちっと質問される方はその辺事前に勉強、議会提要等勉強して質問していただくことをお願いを申し上げ、議員の皆さんに徹底していただきたいということで、今議事進行をかけ、話をさせていただきました。誰も止める方がいないので、あえて申し上げさせていただきました。

以上です。

○神田 隆議長 では、戸谷議員の質問は終了いたしました。

通告のありました一般質問を終結いたします。

◎管理者提出議案の上程及び説明

○**神田 隆議長** 日程第13、管理者提出議案の上程及び説明を行います。

提出議案について、管理者にその説明を求めます。

宮崎管理者。

○**宮崎善雄管理者** 議長の命によりまして、提出議案の説明を申し上げます。

今議会における提出議案は人事案件であります。議案第4号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について。当組合の監査委員として北本市から選出いただいております渡邊良太議員を選任いたしたく、地方自治法第196条の規定により議会の同意を求めます。

慎重審議の上、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○**神田 隆議長** 以上で提出議案について管理者の説明が終わりました。

◎議案第4号の説明、採決

○**神田 隆議長** 日程第14、議案第4号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意についてを議題といたします。

なお、本案につきましては、渡邊議員の一身上に関する議案でありますので、地方自治法第117条の規定により、渡邊良太議員の退席を求めます。

[10番 渡邊良太議員退席]

○**神田 隆議長** 管理者より議案第4号の細部説明を求めます。

宮崎管理者。

○**宮崎善雄管理者** 議案第4号 埼玉中部環境保全組合監査委員の選任同意について説明を申し上げます。

2年間にわたりまして鴻巣市選出の金澤孝太郎議員さんにご尽力を賜りましたが、5月14日をもって退任となりましたので、当組合監査委員の選任をいたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして議会の同意を求めたいとするものでございます。

監査委員に北本市議会から選出をいただいております渡邊良太議員さんを選任いたしたいとするものであります。

住所は北本市中丸7丁目313番地1、生年月日は昭和60年12月3日生まれの方であります。

議員さんの経歴の概要を申し上げますと、平成23年5月に北本市市議会議員に就任され、現在3期目でございます。北本市市議会では、保健福祉常任委員会副委員長等を歴任されております。また、平成23年5月から10年間、当組合の議会議員をお務めいただき、議長、副議長、監査委員を歴

任され、当組合事業の発展に寄与していただいております。

以上、渡邊良太議員の経歴の概要を申し上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○神田 隆議長 説明が終わりました。

本案につきましては、人事案件でございますので、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○神田 隆議長 起立全員です。

よって、議案第4号は原案のとおり同意することに決しました。

渡邊議員の復席をお願いいたします。

〔10番 渡邊良太議員復席〕

○神田 隆議長 ここで、監査委員に選任されました渡邊良太議員よりご挨拶をお願いしたいと思います。

渡邊議員。

○10番 渡邊良太議員 ただいま監査委員の選任同意につきましては、皆様のご賛同をいただき、誠にありがとうございます。

中部環境の監査は2回目でございますが、1回目と同様、議会選出の監査委員として、田中代表監査委員さんのご指導をいただきながら研さんを積んでまいりたいと考えております。今後とも皆様方のご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○神田 隆議長 ありがとうございます。

◎閉会中の継続審査の件

○神田 隆議長 日程第15、閉会中の継続審査の件についてを議題といたします。

柳谷議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第5項の規定により、次の議会の会期日程等、議会運営に関する事項について閉会中の継続審査といたしたいとの申出がありました。

お諮りいたします。柳谷議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○神田 隆議長 異議なしと認めます。

よって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○神田 隆議長 以上で本定例会に提案されました議事は全て終了いたしました。

ここで管理者から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

宮崎管理者。

○宮崎善雄管理者 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼を申し上げます。

本議会に提案申し上げました議案につきましては、慎重審議をいただき、原案のとおりご承認をいただき大変ありがとうございました。

当センターは、ご案内のとおり、昭和59年に稼働して以来、本年で38年目を迎えておりますが、地元の皆様、議員各位のご理解をいただきまして順調に運転をさせていただいております。深く心から感謝を申し上げる次第でございます。

当組合のごみ処理業務は住民生活に直結する大切な業務でありますので、今後も施設の機能を維持していくために保守点検等整備等を実施し、安全、安心な施設として維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

結びに、議員各位の今後のご健勝とご活躍を祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○神田 隆議長 ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○神田 隆議長 以上をもちまして、本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年第2回埼玉中部環境保全組合議会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前10時39分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年5月25日

臨時議長 戸谷照喜

議長 神田隆

署名議員 桜井卓

署名議員 保角美代

署名議員 渡邊良太